

令和 8 年 5 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 結いホール 令和 8 年 5 月 22 日(金) 午前 9 時 00 分～

2. 出席者：議席番号順

農業委員(14 名)

1	加納委員	2	大福委員	3	大里委員	4	松田委員	5	三島委員
6	今井委員	7	東委員	8	山田(定)委員	9	榮委員	10	山田(兼)委員
11	皆吉委員	12	村山委員	13	川畑委員	14	野村会長		

欠席者：なし

3. 議事日程

議案第 11 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 12 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 13 号	農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第 3 項の規定による農用地利用推進計画(案)に対する意見について
議案第 14 号	農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
議案第 15 号	営農計画の申し出について
議案第 16 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について
- (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定(相続)による報告

5. その他

(1) 次期総会について

日 時：6 月 23 日(火) 午前 9 時から
場 所：和泊町役場 結いホール(道路側)
議案締切り：6 月 12 日(金)
現地確認：6 月 15 日(月) 午後 1 時 30 分から
議案発送：6 月 18 日(木)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 重信 英樹 事務局係長 谷山 由美
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○重信局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和8年5月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。先月より会合に呼ばれることはありませんでした。以上です。

○重信局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、東委員と山田(定)委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第11号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○重信局長

議案の第11号を説明します。

申請番号1番、有償の所有権移転。畑の所在地が和泊雉山〇〇。畑。農振地域。面積5,936㎡。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は山田(隆)委員です。

申請番号2番、無償の所有権移転。畑の所在地が喜美留入田〇〇。畑。農振農用地。面積1,036㎡。他1筆。合計2筆。全面積4,829㎡。渡人が喜美留字の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は大里委員です。

申請番号3番、無償の所有権移転。畑の所在地が和前間当〇〇。畑。農振農用地。面積1,465㎡。他1筆。合計2筆。全面積1,782㎡。渡人が和字の〇〇氏。受人が和字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は大福委員です。

申請番号4番、無償の所有権移転。畑の所在地が国頭逢久〇〇。畑。農振農用地。面積544㎡。他12筆。合計13筆。全面積19,744㎡。渡人が国頭字の〇〇氏、受人が国頭字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は新里委員、東委員です。

申請番号5番、賃貸借権。畑の所在地が和泊雉山〇〇。畑。農振農用地。面積2,859㎡。他1筆。合計2筆。全面積4,663㎡。渡人が国頭字の〇〇氏、受人が国頭字の株式会社〇〇。経営規模拡大。調査委員は山田(隆)委員、大福委員、今井委員です。

以上5件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番、2番。大里委員をお願いします。

○大里委員

申請番号 1 番の受人〇〇氏から渡人〇〇氏より畑を買う事になりましたと報告は受けていました。

申請番号 2 番の渡人〇〇氏と受人〇〇氏は兄弟で渡人〇〇氏は施設入所で農業ができるような状態ではありません。今、元気で農業をやっておられます受人〇〇氏に畑を譲るということでした。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

申請番号 3 番、大福委員お願いします。

○三島委員

申請番号 3 番の 2 筆は以前に売りのあっせんが出ていた畑ですけれども、いい条件の畑ではなく、なかなか買い手がつきませんでした。今回、渡人〇〇氏の親族の受人〇〇氏へ譲渡することになりました。受人〇〇氏は専業農家で、サトウキビ、ジャガイモ、サトイモ、ユリを作っていて、しっかり農業しています。以上です。

○野村会長

申請番号 4 番、東委員お願いします。

○東委員

申請番号 4 番の契約ですが、受人の株式会社〇〇は渡人〇〇氏が代表で新しく立ち上げた法人です。広域認定を受けたいということで、渡人〇〇氏が所有している畑を受人株式会社〇〇と契約する事となりました。サトウキビをしている農業機械を全て受人の株式会社〇〇で保有との事で農作業するということです。今回上がってきた件に関しては、宮崎や九州でも農業するために、九州農政局に申請を出しているとの事です。島内でもきちんと農業していないといけないので、今回、受人〇〇氏と渡人の株式会社〇〇との賃貸借契約になっております。よろしくお願いします。以上です。

○野村会長

以上で説明を終わりました、質問を受けたいと思います。何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

次、議案の第 12 号農地法第 5 条の規定による許可について、農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議をお願いします。説明をお願いします。

○重信局長

申請番号 1 番、無償の所有権の移転。土地の所在が和泊下当〇〇。畑。面積 111 m²。渡人が和泊字の〇〇氏、受人が知名町余多字在住の〇〇氏。申請事由はお目通しください。令和元年に 5 条許可を受け転用した土地と境界地との部分の整形による対等交換になります。スクリーンをご覧ください。

(スクリーン参照)

令和元年に農地法 5 条の許可を受けた土地と渡人〇〇氏の土地を分筆した部分の土地を対等交換するものです。令和 8 年 4 月 14 日に申請書の提出がありましたが、土砂崩落の危険性があったため、受人〇〇氏の方が事前に擁壁を行ったということで、始末書の提出がされております。先日 19 日に加納委員、山田(隆)委員、事務局先山で現地確認を行った結果、別添の意見書の通り、特に問題はないものと思われます。よろしくお願いします。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようですので採決をしたいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第 13 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○谷山係長

令和 8 年 8 月 1 日開始契約は新規 5 件、更新 3 件、相対から公社 1 件、個人から法人使用が 2 件、再契約が 1 件、合計 12 件。

申請番号 1 番、内城直城〇〇。畑。1,420 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 7,236 m²。内城字の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 2 番、国頭後蘭仁〇〇。畑。2,864 m²。他 1 筆。合計 2 筆で、3,851 m²。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 3 番、和泊上畠〇〇。畑。1,074 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 2,586 m²。千葉県鎌ヶ谷市在住の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への相対から公社へ賃貸借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 2 年間です。

申請番号 4 番、国頭湾仁屋〇〇。畑。918 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 1,586 m²。兵庫県神戸市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 5 番、喜美留字竿〇〇。畑。2,572 m²。他 4 筆。合計 5 筆で 11,230 m²。国頭字の〇〇氏から国頭字の株式会社〇〇への使用貸借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間です。

申請番号 6 番、玉城下田〇〇。畑。1,666 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 6,244 m²。和泊字の〇〇氏から玉城字の株式会社〇〇への使用貸借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間です。

申請番号 7 番、国頭平安潤〇〇。畑。1,408 m²。他 1 筆、合計 2 筆で 3,400 m²。徳之島町亀徳字在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 7 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 8 番、瀬名東山〇〇。畑。1,246 m²。瀬名字の〇〇組合から国頭字の〇〇氏への賃貸借再契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 9 番、国頭前牧〇〇。畑。863 m²。喜美留字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間で

す。
申請番号 10 番、玉城前当〇〇。畑。789 m²。他 3 筆。合計 4 筆で 4,075 m²。玉城字の〇〇氏から玉城字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間で

す。
申請番号 11 番、手々知名伊延田〇〇。畑。1,977 m²。和字の〇〇氏から手々知名字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間で。相続未登記で契約者代表は娘の〇〇氏。

申請番号 12 番、谷山〇〇。畑。2,640 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 8,479 m²。谷山字の〇〇氏から内城字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間で

す。
以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは新規の説明を求めています。申請番号 7 番、今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号 7 番の畑は売りと貸しのあっせんが出ていた畑で、渡人〇〇氏は施設入所中との事で弟の〇〇氏と連絡を取り進めました。国頭字、西原字と協力して探しましたが、〇〇円という価格で借りてくれる方が見つからず、どうにか、借りのあっせんを出していた受人〇〇氏が借りてくれる事になりました。以上です。

○野村会長

国頭の〇〇円は高いという事ですか。

○今井委員

今回、2 筆の内 1 筆は畑かん有ですが、もう 1 筆は畑かん無で、道路の方からの風当たりが強いので、ジャガイモとかは作れないという話が多かったです。

○野村会長

次、申請番号 9 番、今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号 9 番の受人〇〇氏は認定農業者です。受人〇〇氏と前の耕作者の方と話しがついていまして、価格の調整と使用期間の調整を行いました。

○野村会長

次、申請番号 10 番、榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号 10 番の渡人〇〇氏と受人〇〇氏は親子で、一緒に頑張っていますので、問題ないと思います。

○野村会長

次、申請番号 11 番、事務局説明お願いします。

○事務局辻井

申請番号 11 番の畑は、受人〇〇氏の畑が隣ということもあり、田浦委員に話があり、契約に至りました。相続未登記のままでしたので、登記を以前よりお知らせはしていますが、今回も相続人 2 名での契約で進めたいということでした。

○野村会長

次、申請番号 12 番、説明します。渡人〇〇氏と受人〇〇氏は親子で、一緒に農業を頑張っています。受人〇〇氏は農機具のいろんな免許を取って認定新規就農の資格も取りたいということで頑張っています。
それでは以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第 14 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先山主査

借りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、土地の所在、国頭字、西原字、喜美留字。10,000 m²。申し出者が国頭字の〇〇氏。基本構想水準到達者。希望価格は〇〇円から〇〇円です。

整理番号 2 番、土地の所在、国頭字。2,000 m²。申し出者が国頭字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 3 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 4 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 5 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 6 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 7 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 8 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 9 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号 10 番、土地の所在、畦布字。5,000 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

次、貸したいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、手々知名アムル〇〇。畑。1,090 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 3,091 m²。申し出者が喜美留字の〇〇氏。希望価格は相場です。以上で説明を終わります。

○野村会長

借りのあっせん整理番号1番、あっせん委員は国頭、西原、喜美留でお願いします。
あっせん価格は希望価格がでていますので、それをお願いしたいと思います。

整理番号2番、あっせん委員は国頭の3名。あっせん価格は相場ですが、どうですか。

○今井委員

申し出者は花農家ですが、希望面積で花が十分に作れるかわかりませんが、ジャガイモも作ったりはしているので、〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

整理番号2番、あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

整理番号3番から10番まで全て、あっせん委員は畦布とどうしますか。

○三島委員

畦布と伊延、上手々知名、和、根折をお願いします。

○野村会長

整理番号3番から10番のあっせん委員は、畦布、伊延、上手々知名、和、根折をお願いします。あっせん価格は本人の希望でいいですか。

○三島委員

希望価格をお願いします。土地の所在に根折も追加してください。

○野村会長

整理番号3番から10番の土地の所在を畦布と根折、あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

それでは、貸したいのあっせん整理番号1番。どうでしょうか。

○先山主査

現在、申出者が別の畑を手々知名の〇〇氏に貸しているので、その方に一度話を聞いてみてほしいとの申出者の希望でした。その後はあっせん名簿順で構わないとの事です。

○大里委員

この畑は、隅っこの方は石がかなりあるので、刃を1本ぐらいは折る気持ちでやっていただければいいかと思います。あっせん価格は、〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

それでは、あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は喜美留と手々知名でお願いします。

それでは次に行きます。

議案の第15号、営農計画の申し出について。報告ですね。先程の議案13号の申請番号12番の受人〇〇氏の営農計画です。

次に行きます。

議案16号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、説明をお願いします。

○先山主査

説明いたします。こちらは案となっております。農業委員会法第37条に基づく情報の公表として、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議していただき、総会の議決を求めて、その後公表したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。それでは説明いたします。

I 農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）の情報が載っております。お目通しください。

次に、**II 最適化活動の実施状況**。【農業委員会の実績及び点検・評価結果】**1 最適化活動成果目標**。**（1）農地の集積**。管内農地面積が2,320ha。令和8年3月31日付けのこれまでの集積面積が、1,861.7ha 集積率が80.2%となっております。**②目標**。令和12年度まで集積率を90%にするというのが目標となっております。今年度目標といたしまして、新規集積面積が22ha。それに対して今年度末の集積面積が1,881ha。今年度末の集積率が81.1%となっております。**③実績**。新規集積面積は29ha。農地農業委員会の点検評価としまして、概ね目標通り達成できたということです。

（2）遊休農地の発生防止の解消。**①現状及び課題**。1号遊休農地のうち緑区分は0.0haですが、黄区分が11.8haということです。こちらの内容といたしまして、未相続地や所有者不明農地など意向確認ができない農地がある。また集落内の小面積、表土が浅いなど条件不利が多い。今後は非農地判断も視野に入れた解消活動を行っていくということです。**②目標**。**ア既存遊休農地の解消**。**a 緑区分の遊休農地の解消**。現在は緑区がなかったため0.0ha。そのまま現状ということで目標を設定しました。**b 黄区分の遊休農地の解消**。これは令和3年度からこの事業がスタートしております。最初の年の黄色区分の遊休農地を全てずっと表示していて、それがどんどん減っていくようにという設定をしております。こちらが16.4ha。そのままですね。黄色区分の工程表の策定方針といたしまして、毎年1回の地域計画の話し合い活動の中で、使える農地を一応確保するというので、そのことを話し合って解消へと進めていこうということでした。**イ新規発生遊休農地の解消**。前年度に対して0.0haでした。**③実績**。緑区分も0.0ha。**④その他**。遊休農地利用農地パトロールの状況ですが、農地利用状況調査で調査実施が令和7年の8月頃から開始。1号遊休農地の面積が11.8ha。これが黄区分の遊休農地。黄区分は重機を用いないと解消できない区分。調査農地の利用意向調査ということで、所有者、耕作者に対してどうしますかということで、農業委員会から意向調査を行いました。その時期が令和8年の1月から2月に手紙の送付。結果の取りまとめが3月。利用状況調査の結果、11.8ha 黄区分が発見された。道路拡張による残地などの基盤、また基盤整備されず、進入道路がないなどの使えない農地などのところは、非農地判断を行っていくということにしていきたいと思っています。

（3）新規参入の促進。**①現状と課題**。令和4年度が3経営体で、農業委員会の貸し出し契約で4ha。5年度が7経営体で41ha。6年度が6経営体で2ha。課題といたしまして、借りのあっせん希望者は多数いるが、貸し出し農地が不足しているため、新規参入者への農地のあっせんは困難であるというのが現在の課題となっております。**②目標**。権利移動の面積が3年度77ha。4年度37ha。5年度79ha。平均値64ha。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が集積直近の3年間の平均の1割。6.4haが新規就農者に対して離農するとか縮小していきたいという農家さんから貸してもいいよと同意を得る面積ですね。こちらが6.4ha。この7年度の目標値でした。それに対して実績です。こちらは皆さんに。担当地区の農家の皆さんに意向調査をしてもらっていただいた結果、貸してもいいよという同意を得た面積は0.0ha。達成度も0.0%。実際に公表してもいいという方はいらっしゃらなかったのですが、農業委員、最適化推進委員が働いていただいたおかげで、参入者、新規参入者の5経営体の方に1.3haの契約をすることができました。農業委員会の点検結果といたしまして、意向調査の結果、規模拡大および現状維持がほとんどである。貸しのあっせんが出た場合は、積極的に新規就農者へあっせんを行い、利用権設定を行った。しかし、

規模拡大農家が多く、農地が不足している状態であるというのが現状です。意向調査のあと、同意を得られる面積はなかったのですが、所有者の方の話を聞いて直接、新規参入者の方に紹介して、1.3ha 契約できたということです。

2最適化活動の活動目標。（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標といたしまして、月あたり 10 日ということです。農業委員最適化推進活動を行う農業委員数が 14 名、農地利用最適化推進員数が 10 名の目標です。

（2）活動強化月間の設定。①目標。活動強化月間の設定回数を 3 回。令和 7 年度は 8 月、9 月、1 月で目標を設定。取り組み項目といたしまして、8 月は②遊休農地の発生防止・解消。9 月は①農地の集積。1 月にはもう一度遊休農地の発生防止の活動を行うということで、強化月間の内容といたしました。あとはお目通しください。②実績。活動強化月間の設定回数は 3 回。取り組み時期が若干変わっております。8 月に利用状況調査とか農地パトロールを開始できましたので、そのまま実績として載っております。9 月の予定が、前倒しで 8 月から 3 月まで延ばしたということです。1 月の予定は、2 月から 3 月に取りまとめをしたりしたということ、意向調査を行ったということの結果になっております。

（3）新規参入相談会への参加。①目標。必ず 1 人、農業委員及び最適化推進員が新規参入者相談会の参加を必ず 1 回しないといけないということになっておりまして、年 1 回新規就農者の励ましの会というのを農業普及課が担当しておりますが、毎年知名町と和泊町と担当地区が交代になるのですけれども、令和 7 年度におきましては、知名町で行うということの予定、目標でした。②実績。参加回数 1 回、参加人数が 1 人。令和 7 年 6 月に新規就農者励ましの会が知名町で開催されましたので、そちらに野村会長が出席しております。相談会の内容といたしましては、新規就農者の方への農地の情報等を提供しております。以上です。

目標の達成状況の評語。こちらは目標に対して期待通りの結果が得られた。

【推進委員等の点検・評価結果】皆さん個人的に最適化活動を行いまして、様式 3 号で 3 月にまとめていただきましたが、その結果が、目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた方は 0、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が 3 人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が 17 人、目標に対して期待を（やや）下回る結果となった方が 4 人、合計 24 人となっております。こちらが最適化活動になります。

Ⅲ事務の実施状況。1 総会、部会の開催実施。令和 7 年度は総会又は部会の開催実績ということで、毎月 1 回の定例総会で計 12 回を行っております。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務。1 年間の処理件数が 57 件、全て許可 57 件。処理期間の実施状況として標準処理期間、新規申請書受理から 14 日。処理期間が平均で 14 日。総会開催日、申請書締め切り日の公表もホームページで公表しております。

3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）。和泊町農業委員会は権限委譲を受けていますので、意見を聞いて知事送付はしておりません。地方自治法第 180 条の 2 に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任されております。1 年間の処理件数は、令和 7 年度は少なかったですね。5 件です。うち許可相当が 5 件、不許可は 0 件となっています。処理期間といたしまして、標準処理期間が申請書受理から 20 日、平均的にも 20 日で処理しております。

4 違反転用への対応。現状といたしまして、管内農地 2,320ha に対し、約 0.1ha。1 反あたりの無断転用があります。違反転用解消のために実施した活動内容といたしましては、窓口いらした時に、その家族の方には是正について相談を行っております。転用解消面積は 0.0ha。今後とも違反者の方と連絡を取り合って、農地に戻していただくという活動をしていきたいと思っています。以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○野村会長

何か質問と説明を求めたいところがありましたらお願いします。

○皆吉委員

Ⅱ最適化活動の実施状況で、1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積①現状及び課題で、集積率 80.2%と③実績の今年度末の集積率 80.4%とありますが、両方とも同じ数字ではなくていいのですか。

○先山主査

はい、集積率 80.2%は目標の数値で、80.4%は令和 8 年 3 月 31 日の実績ですので、数字は違います。目標は令和 7 年度で最初に設定した数値。実際に 1 年間通しての数値が実績の数値になります。

○皆吉委員

わかりました。

○野村会長

他になにかありますか。

（なしの声）

ないようですので、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について（案）を承認してよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

（多数挙手）

はい。賛成多数ですので（案）の文字を消して下さい。
次は報告で合意解約報告と相続ですので、後で目を通してください。
これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

（なしの声）

ないようですので、これで終わります。次回は 6 月 23 日、9 時から行います。議案の締め切りが 6 月 12 日、現地確認が 15 日。発送が 18 日となります。以上です。

令和 8 年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .